

■会議結果報告書■

会議名称	第12回札幌市子どもの権利委員会
日時・会場	平成23年5月30日（月）16：30～18：00 市役所18階第一常任委員会会議室
出席委員	10人出席
次回開催	未定（7～8月頃を予定）

議題	概要等
1. 委員の一部改選の報告	○船木氏（東区栄西地区民生委員児童員協議会会長）から辞職の申出があったことから、後任として、野村秀雄氏（厚別区もみじ台地区会長）が就任。（任期については、船木氏の残任期間である11月末）
2. 議題 (1)「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成22年度取組状況の報告について (2) 札幌市子どもの権利救済機関 平成22年度運営状況の報告について	○資料4に基づき事務局から説明（委員からの意見等） <ul style="list-style-type: none"> ・別添資料の3ページ、救済委員の自己発意の調査について説明願いたい。 （→事務局：条例上、本人からの申出に基づく調査・調整活動のほか、救済委員が必要と判断した場合、自己の発意で調査・調整をすることができる。） ・資料の1ページ、「子どもの権利を尊重する体制が整っているか」の問いに対して『思う』と回答した割合が昨年度の41.0%から43.9%となり、子どもの権利の理念が浸透してきているという文章になっている。伸びは微増であるが、どう評価しているのか。 （→事務局：条例を施行した21年度から1年経過して、数字が下がっていないので、消極的ではあるが、横ばいと評価している。質問そのものも、抽象的な表現で分かりにくい面もあるのではないかと考えており、来年度に向けては、もう少し具体的に回答できるよう、改善したいと考えている。） ・4ページ公開授業について、現在の実施数は、どう評価しているのか。 （→事務局：教員研修や研究協議会等と有機的に組み合わせて実施している。また、数については、積み重ね継続的に行うことで充実に努めていきたい。） ・基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」として、起こることが前提の救済だが、起こらないため、起こさないためにはどのように考えているのか。 （→事務局：この報告書では、起こったことについてどうするかという表現に特化しているが、計画では、「権利侵害を起こさない環境づくり」という項目を設けており、出前講座や人権教育で権利意識を正しく認識してもらい、権利侵害を起こさなよう、事前予防の取組を行っていきたい。） ・基本目標4「子どもの権利を大切にす意識の向上」について、子どもがいない、子育て経験がない、未婚者、高齢で子育てが終わっているなど、一般市民に対し、子どもの権利をどのように普及啓発していくのかについては、ボリュームとしてうすい気がするが、今後どのように考えているのか。 （→事務局：今回の報告の中では、ここだけは重要という内容を整理している。従来は広報さっぽろなど媒介紙を用いたものが多いが、文字だけでは理解しづらい部分もある。条例ができたことと、子どもに関わる事業がリンクし、それが目に見えるよう、ビジュアルで理解できるものなどを考えていきたい。このような広報と、出前講座といったものを併用しながら、市民に理解を進めていくよう取り組んでいきたい。） ・要保護対策協議については市でも積極的に行っているが、要保護ではなく、保護の前に支援が必要な家庭は必ずあり、その支援に対してどのように関係機関と連携を図っていくのか、支援強化のために何ができるのか。 （→事務局：計画に載せている中で、子ども若者支援地域協議会がある。これは主に不登校やひきこもりなどの困難を抱える若者に対する支援が主だが、これにとどまらず、予防的なものもできる形で協議会の運営を支援していきたい。） ・13ページ「フリースクールなど民間施設の連携」ということがあるが、連携という以外に具体的に何かないのか。聞き取り調査では、「授業料が高く毎日通えない」という、切実な意見も出ているので、積極的に進めていただきたい。 （→事務局：今年度、調査費を肉付け予算で要求している。フリースクール等に携わっている方からも意見をいただきながら、市として何ができるのか話し合いを具体的に進め、何らかの支援の形を見つけていきたいと考えている。） ・アシストセンターの調査員の力量形成のための研修はどのようにしているのか。

	<p>(→事務局：特別な研修ということではないが、お互いのケースについて座談会や議論を行っている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アシストセンターでは、伏見中学校の事件について、自己発意の必要について検討したということはあるのか。 <p>(→事務局：守秘義務があるので、相談があったか、なかったかを含めて報告することはできない。)</p>
<p>(3) 札幌市子どもの権利委員会の今後の活動について</p>	<p>○資料5に基づき事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長：計画のPRも含めて、委員会として広報のあり方について方向性を示すところまでいきたいと考えるがいかがか。(→異議なし) <p>(委員からの意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少し社会的にPRするとよい。例えば他の自治体では、子どもの権利の日や虐待防止月間などにオレンジリボンのたすきリレーや横断幕を持ってパレードを実施している。札幌市でもマスコミを通じてビジュアル的に広く市民に啓発していくような取組があるといいのではないか。 ・小学校では月に1回くらいは授業参観日を設けていると思うが、その際に必ず1回は権利についての教育をし、親と一緒に学ぶということではないか。 ・不登校の子どもは学校にはなかなか行けず、フリースクールなどで勉強している場合もあり、そのような子どもたちも地域には行けるということで、地域の中で子どもたちに社会性の回路を開くようなまなざしに向けた広報、子どもの権利や社会性を育む環境整備が重要なのだという広報活動に力をおいていただきたい。 ・190万都市の札幌市で、一番多い発行部数が16万7千部となっており、人口から比べると少なすぎる。例えば「あしすと通信」はとてもよいので、町内会の回覧板にも載せるなどの工夫が必要。ただ、「子どもの権利とは」を文章で書いていても内容がかたいので、伝わりやすい言葉やキャッチフレーズなどを考え、前面に出せるとよい。 ・公開授業を見て、授業としてはよく考えられており、頑張っていると感じるが、同時に、子どもがこの授業を受けて、子どもの権利のことが分かったかどうかは疑問を持った。もう少し子どもに寄り添った分かりやすい工夫をしていけるとよい。 ・学校でもいろいろと取り組んでいるが、教員、保護者、子どもだけではなく、市民全部に札幌市はこういうまちなのだとことを分かりやすく啓発していかなければならない。市民憲章は全ての学校に掲示しており、それは大人になっても覚えている。例えば、チラシ的なものだけではなく、市役所に垂れ幕があったり、地下鉄に乗って目に付くところに広報的なビラを載せるということがあっていい。 ・ポスターなどを見て、子どもの権利を何となく知っているという子どももいるが、内容を具体的に知ってる子どもは少ないと思うので、どうすれば具体的な内容を教えていけるのか考えていく必要がある。 ・小さい子どもへは、パンフレットやチラシ、ポスターばかりではなくてよいと思う。絵本にして、幼稚園や学校の図書館に置いて読んでもらえれば、具体的な内容を覚えるまでは難しいかもしれないが、少しずつでも覚えてもらえるのではないか。 ・子どもがパンフレットをもらってくるが、ただ配られているだけで、内容の説明はなかったと聞いている。そうなる中身も見ないし、何のパンフレットかも分からない。内容も分かりづらいつらいつら子どもの中には入っていかない。絵本の読み聞かせなど、内容の説明ではなく、物語などで分かった方が心に入ってくるのではないか。 ・パンフレット等は配布するときに教員が説明すると少しでも子どもに伝わり、そこから保護者へも伝わる。いくら部数が多くても、関心がなければ見ないので、簡単明瞭なものがよい。また、札幌市は大きなまちなので、中心部でイベントを行ったとしても、中心部から離れた地区に住んでいる人にはあまり関心を持ってもらえないのではないか。そうであれば、イベントを各区で行い、区ごとに競争させたりすると効果的なのではないか。 ・できるだけ多くの人に浸透させる場合に、あまり大きな単位を考えるだけでなく、小さな単位で考えていくことも非常に大事である。そういう意味で、まちづくりセンターを活用することも必要。また、学校の学習発表会で取り上げると、大人にも浸透していく。 <p>(委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の意見も踏まえて、事務局と調整し、次の委員会で意見のまとめのイメージを示して議論を行いたい。
<p>3. その他</p>	<p>○事務局：次回委員会は7月から8月を考えており、日程については改めて調整させていただきたい。 以上</p>